

床木部落共有林

(三)

— その創設についてのことなど —

会員 混谷 捨夫

昭和三十一年森林開発公団発足、本部東京、支所福岡、大分出張所員は八名で、県内約二万町歩の造林地を、管理監督しております。始めの目的は、大規模山林、例えば吉野・大峯山系、四國歟山系等の林道開発であります。

官育地造林を司る當林署が、人件費の高騰などで伐株跡地の植込みで手一杯、衛生造林に手を廻らぬ状態となり、前記公団が、昭和二十六年頃から行なうようになりました。

それも太面積の奥地で、水源涵養林で一種の保土林を作用するもの、県知事の指定をうけ、地主へ大部分共有地と公園の二者、所により更に森林組合を入れた三者で、契約書を取り交わし、造林地造林を推進するものであります。

床木地区又は、昭和三十八年第一回分として、神社山(東峯部農林共有地)台帳面二十畝町歩の、約四割相当分を、公園・床木(民二者)で契約し、事業は床木(民)が行なう契約をいたしました。

苗木代走けは床木部落持ち、造林費用即ち植込み下刈り等の日当は公園持ちで、大体四十五年期で、保土林で

あるから県知事の認可をうけ、双方相談の上で売却し、代金は公園五、地主四、事業者一の割合で取得します。従つてこの分は半分が床木部落の取前にむける計算であります。ところが實際は、二十五町歩の四割が四十町歩ほどあり、合計約十二万本の苗木が植込まれました。

床木部落では以来次々と契約し、現在三百八十町余を造林しており、伐株跡地も若干あるが、大部分は造林適地や金にまくらぬ雑木林で、まだまだ次々と造林適地が残っています。後記中尾地区も、今造林伐林中で寸が、造林最適地で、現在西河内から中心部まで、大型トラックの通れる林道も開設され、木材の搬出や、造林資材の搬入が、一段と便利になりました。

公園造林といつても、人夫はマイクロバスで送迎してもらい、午前八時始業、午後お時終業で、賃金もそこそこですし、及ぶ普通の労働者並で、殆んど年間下伐など当分は仕事の切れることはなく、安定した作業場と妻んで居ます。

外は、県造林公社と呼ぶ制度もあり、主に個人への山、それも五町歩以上が対象のようです。共有地も勿論含まりますが、床木地区は殆んど前記森林開発公団と契約し、造林していきます。

これまで散り散りに、あちこちと勝手に造林していくが、床木部落共有地も、整然とした計画造林地に変わり、三十年後の美林と想像すれば、育種者の一人として、筆者は心躍る思ひで、あらためて祖先の方々に感謝せずにはおれません。

部落共有林を、いや共有財産を書く以上、どうしてもおとしてはならぬ、重要な大恩人、床木部落民だけではなく、旧明治村民も、全弦生町民も、忘れてはならない、

今は亡き旧麻木の庄屋さんの血をうけた、河野豊氏を志されではなりません。

氏は嘉永元年生まれ、昭和三年八十歳で長逝されました。

筆者記憶に残る河野豊氏は、古よと西郷隆盛を連想させるようす風呂う魁偉、眼光鋭く、蛮声と云ふ大聲でものさしき、後ろからでも見えるカイゼル髪をたくわえた、巨漢でありました。

西南の役では軍曹で後軍、有名な田原坂の戦で左の大腿に貫通銃創を受け、片足もつま先きだけしか地につかぬ、ひどい顛でした。古老の話では、その時の治療方法は、勿論麻酔なしで、焼酎をしぶ込みませた棕櫚縄を引き

通し、二三回往復させた荒療治で、さすがの西郷型の偉丈夫も、この時はかりは大歎の涙で、「痛い痛い」を連発し、十八ばかりで押さえつけて手当したそうです。

筆者子供の頃、家が近かつたので、近所の腋自運と、當時日池の舞鶴が珍らしかったので、豊氏不在と確かめ、裏の池で赤い舞を追いかけていたところ、どうしだ傳察ミスであつたが、居らぬ筈が在宅中で、「コラツ」と大声一喝に、無我夢中に逃げたものです。でも登校途中など、頭をちぢりと下げる、「やつお早よう、しつかり勉強せえよ」と、笑顔で応じてくれるよいおじさんでした。

氏は後記碑文にあります通り、明治三十年五月明治村長に就任、四期十六年間勤めたが、着任の翌年早くも、村内民間地区・大坂本地區にあら官有地三百八十町歩余り、明治村育地に払下げられました。麻木地区共有地は天領分で、簡単に共有地になつたようと思われますが、前々号で書きおとした分を補足しますと、天領即ち幕府領分の外に、佐伯藩に属する六十石

部落(十四戸)があり、字名キトノヤマヘ殿山と呼ぶ佐伯藩領があり、維新当時片や庄屋、片や新政府の戸長、いす礼相反目があつたと思うが、双方先見の明があり、いち早く共有地とすべく、藩領分の一部約一反五畝歩を売らせ、残り一町五反部を字名太平として、麻木区へ六十石部落共に編入しました。これにも河野豊氏が尽力した由、記録には是当らぬが古老談です。薪下から官地の躑躅山木立の一帯、広大な官地のある青山など、惜しいけれども、仕方がなかつたのでしよう。現在六十石と名は残つてゐるが、戸数は二、三戸で、岡田部落に合併してあります。

さて、河野村長まず、山林五役所へ現在佐伯市大手口小野歯科医院(ところ)所長某へ待て名を祕すと口説きおとし、大林又(熊本)役所長への橋渡しと頼み込み、明治村内全部の官有地松下願書き作製し、それを持つて熊本へ乗込んだが、受け取れどころか、けんもほろろの機関。でも「見らぬでもよい。貴官の机の上に置くだけでよい」とねばりにねばり、返答も聞かず、第一回目置いて帰つたそうです。

今までこそ熊本は車で四、五時間の距離も、交通機関の癡達してないその当時、片道三日半から四日、遠道は歩けない跋(ひびき)であれど、馬を乗り継いでの旅、手に振り太の桜の仕込杖、書類鞆袋(ふくろ)の旅でした、大分、熊本県境附近は波野が原といい、人煙稀な邊境、明治中期でも野盗の出没する噂がある所、古老談だが、河野村長熊本参り二十回近い内のある時、怪しい男二人連れが近寄つて来た。それと知つた馬方氏、早く毛色を失つた。河野村長すぐさす馬上から、仕込み杖をギラリと振りかざし「貴様左方何者だ。来い、相手へ左す」と大喝、眼光鋭くカイゼル髪の大男である。まさか跋とは知らぬし、

威圧するに成功果充分、敵さん遠々ア体で退散したとか、以未馬方氏も、佐伯の村長さんなら、と、夜道でも便宜をはかつてくれた由です。

河野村長の熊本通りが、他村の村長達にも知られ、「何用で行くのか」と問われたしましが、まさか林凶役人々一番恐れている、官地払下運動とも言えず、実は旧藩領民と、天領住民との合同村で、居り合ひが悪く、村政運営上の智恵借りに熊本参りをするのだと、言い続けたいたそうあります。

河野村長の払下願提出以来実に十三年目、其の熱意と押しつけ、時には哀願し、時に激論の応酬と、あるには文書で中央政府にも願書を送り、さらにもの大林区役所へ現在の管林局側も、他村を煽惑せぬようとに、口頭ではあつたが一本釘をさされて、やっと許可されました。

払下代金は、当時としては巨額だったのに、銀行から借り入れて完納しました。村民の中には、河野村長の余りにも熱心な熊本通いを、甘い汁でもあるよう誤解し、若干の批判の声もあつたが省略します。

払下げとうけて、滑れて明治村の村有林となつた奥山の松は、直立で、杉と交じる巨木、斧甲松へ長さ十四尺の二尺二寸角とかが夥しく、量です。また、木炭製造用薪木林が、これまで数百枝手へ一枚手と云うのは一ヵ月間に寄せられた範囲の広さで、山仕事の薪が楊は出来るし、これららの売却代金は、銀行へ元利を返済して、尚多額の残金は村貢政へ繰入されたとして、色目で見てきつた連中も、河野村長の誠意ある行動に、感謝・心服するばかりでおりました。

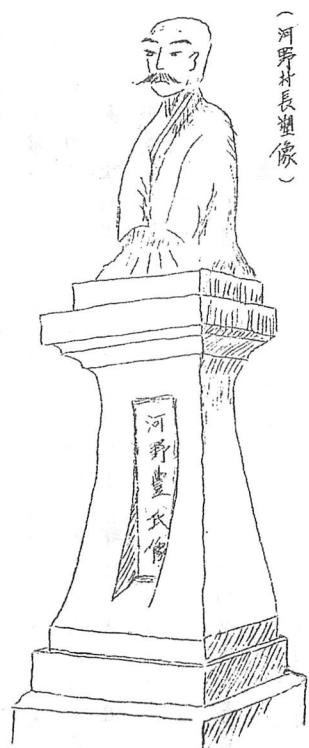
以上、田明治村共育地入手のいきさつき述べまし方、当の河野村長皮家は一男一女があり、女子の方は未嫁二

十歳ばかりで死で、孫はこれまた一男一女出来たが、今度成男子が独身で死亡、今日他家に嫁いだ女性があるのみ、家屋裏も人手に渡り、現在は他人が住み、河野家は死に絶えた格好で、残念でなりません。
それで碑文にあるように、河野村長の献身的努力で、明治村が入手した広大な村共有地からの収入が、明治村の財政に寄与し、田明治地区民に将来に亘って恩恵をもたらすもので、感謝の意をこめて、村の中心地植松の愛宕神社の参道に、河野村長の頌徳像を建設したのであります。

昭和三十一年町村合併で弥生村誕生の折、一百四所歩を新村に提供、残り一百七十七町四反歩余を明治地区共有地として、未造林地を麻木地区同様、逐次造林していくます。この拙文を読んで下さるみなさま、金額の記入が無いし、人名も某としてるので物足らぬと思いますが、資料提供をして下さった方の希望でありますので、ご容赦下さい。

ただ一つ、一年四月一日開校の、町立明治小学校、同幼稚園の建設費について、麻木地区負担分引当金として、中尾の自然生松林や薪木林を、五百七拾万円で昨年売却し、大部分をそれから支出するようになつております。

(河野村長塑像)



林生所植松の愛宕神社鳥居横の、旧明治村役場前、
見上げるような高さの台座の上に、河野豊氏の座像(剪影)
があります。和服姿で手は見えない。青銅枠入りセメント
ト製の塑像で、ほんとの銅像のようです。

正面には太い字で

河野 豊 氏 像

とあり、背面に次の碑文が刻まれてあります。

明治三十年五月市野瀬平太郎氏ノ後ヲ亨ケ二代目
明治村長ニ選任大正二年五月迄四期滿十六年、長
キ間鏡意村政ニ尽瘁多々ノ功績ヲ残ス特ニ明治三
十一年ヨリ同四十五年ニ亘ツテ村内ニ有スル官有
林全部、私下ヲ達成シ其ノ一部ヲ関係部落及寺院
ニ残余ハ本村有林ニ編入ス。是ガ爲後代村民、被
ムル恩惠ハ蓋シ計リ知レザルモノアリ。茲ニ其ノ
功績ヲ顯彰シ洪恩ニ感謝ノ誠ヲ捧ゲンガタメ此ノ
尊像ヲ建設ス。

昭和二十六年十月建設

建設者及名前がないうが、明治村でしょう。碑文は麻木
久保出身の河野常治(故人)、子孫日清川村に在住)です。

編者より

○前頁河野村長の塑像、写真より模写で風ぼうその他、
似てない点が多く、と思ひますが、お許しあげます。

○尚、河野豊氏曰く、「佐伯史談」第六十号110頁にて、
「郷土の先覚者たち」と題し、会員山本保氏の研究案
表が載つております。

(16ページ下段のつづき)

(1) 被歴ニヨリテ条件緩和、斡旋ヲナスモノトス
(2) 財産ヲ有スル移住者、負債ハ左記割合ヲ以テ延
断シ債権者ニ対シテ条件緩和ノ斡旋ヲナス、組シ
財産処分ノ代行ヲ委託セサルモノニ対シテハ此ノ
限ニアラズ

○財産評価額三〇〇円マテ、四割以内ヲ負債
償還ニ充当、残額本人交付

○財産評価額五〇〇円マデ、七割以内ヲ負債
償還ニ充当、残額本人交付

○財産評価額立〇〇円ナ越ユルモノ、八割五
分ヲ負債償還ニ充当、残額ハ本人ニ交付スル
モノトス

第八条 分村移住者ノ入担保負債ニ対シテハ前条割合ニ
依リテ債権者ニ対シテ条件緩和ノ斡旋ヲナス

第九条 分村移住者ハ実ニ村更正、先導者ニシテ且ツ國
策新東亜建設ノ礎石タル所以ナルヨ以テ其残サレ
タル墳墓、祭祀ニ關シテ後顧ノ憾ナカラシムルモノ
トス

(1) 移住者、墳墓ハ部落男女青年小学校兒童ヲ以テ常
ニ清掃ヲナスモノトス

(2) 祭事奉節ニハ部落ヨリ香華ヲ供スルモノトス
(3) 移住者、希望ニヨリテハ臨時祭事執行ノ斡旋ヲ
ナス此ノ場合ハ経費ハ移住者、負担トス

第十一条 分村移住者ニ対シテハ毎年一回慰問ノタメ代表
者ヲ派遣シ本村トノ親和ヲ緊密ナラシム
第一條 分村移住者、送迎及其残サレタル招致スベキ
家族ノ援助ハ出征兵士ニ準ジテ執行スルモノトス

付則

本規程ハ昭和十九年四月一日ヨリ施行ス
(以上)